

マイナンバーカード（個人番号カード）出張申請に必要な書類

1. 「個人番号カード交付申請書」兼「電子証明書発行申請」

マイナンバーカードの交付申請書と電子証明書の発行申請書を兼ねた書類です。

お手持ちのマイナンバー「通知カード」と一体となっている様式（※1）または住民環境課でご用意する手書きの様式（※2）などに必要事項をご記入ください。

※1



この部分は「4. マイナンバー通知カード」です。

この部分が1. 「個人番号カード交付申請書」兼「電子証明書発行申請」です。

(表)

(裏)

※2 越前町民の方は、住所・氏名・個人番号を印刷した様式もご用意できます。

2. 顔写真

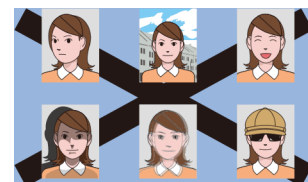
顔写真の撮影を希望される場合は、住民環境課職員が撮影・印刷します。（無料）

撮影を希望されない場合は、縦4.5cm、横3.5cmの大きさの顔写真をご用意ください。

また、写真の裏面には、氏名と生年月日をご記入のうえ、指定の場所にお貼りください。

なお、使用される顔写真は、次の点にご注意ください。

- ・最近6か月以内に撮影したもの
- ・正面を向いていて、無帽、無背景のもの
- ・印刷に汚れなどが無いもの



3. 暗証番号設定依頼書（様式第2）

マイナンバーカードに搭載する次の4つの証明書の暗証番号を設定しますので、それぞれご記入ください。

- | | |
|---------------------|-------------------------------------|
| ① 署名用の電子証明書用暗証番号 | 【アルファベット（大文字のみ）と数字の両方を必ず使用した6～16文字】 |
| ② 利用者証明用の電子証明書用暗証番号 | 【数字4文字】 |
| ③ 住民基本台帳用暗証番号（必須） | 【数字4文字、②と同じでも良い】 |
| ④ 券面事項入力補助用暗証番号（必須） | 【数字4文字、②と同じでも良い】 |

- ・それぞれの暗証番号の内容は、別紙「暗証番号設定依頼書」をご覧ください。
- ・暗証番号の入力は、住民環境課職員（他市町の場合は、マイナンバーカード発行担当課職員）が行います。
- ・暗証番号の控えは、マイナンバーカードと一緒に後日お渡します。

4-1. マイナンバー「通知カード」(薄い緑色の紙のカード)

4-2. 個人番号通知書

通知カードは、申請書を受け付ける際に回収いたします。

通知カードがない場合は、「通知カード紛失届」とマイナンバーがわかるもの

(通知カードの写しや、マイナンバー入りの住民票の写しなど)を提出してください。

個人番号通知書をお持ちの場合は、当日ご提示ください。(個人番号通知書は回収しません)



5. 本人確認ができる書類の写し

「A (顔写真あり)の中から2点」または「A (顔写真あり)、B (顔写真なし)の中から1点ずつ」の書類の原本と写しをご用意ください。(例: 運転免許証と保険証など)

書類の写しを取る際には、住所、氏名、生年月日がわかるようにしてください。また、裏書など変更事項の記載がある場合は、その部分も写しが必要です。

A: **運転免許証**、運転経歴証明書 (平成24年4月1日以降に交付されたもの)、旅券 (パスポート)、住民基本台帳カード (写真付き)、身体障害者手帳、特別永住者証明書、在留カード など

B: **健康保険被保険者証**、介護保険被保険者証、医療受給者証、年金手帳、年金証書、社員証、学生証 など

その他の本人確認ができる書類については、お問い合わせください。

6-1. 住民基本台帳カード (お持ちの人のみ)

6-2. 印鑑登録証またはたんなんカード (越前町に住所がある人で、お持ちの人のみ)

7. 多目的利用申請書

住民基本台帳カードは、法令により返納が必要ですので、申請書を受け付ける際に回収いたします。

また、越前町では、マイナンバーカードを印鑑登録証として利用します。住民基本台帳カードを印鑑登録証と兼ねている場合、または印鑑登録証、たんなんカードをお持ちの場合は、カードの返納と、データの移行と暗証番号の設定のために「多目的利用申請書」の提出が必要です。(※3)

なお、印鑑登録証がお手元にない場合は、「印鑑登録証亡失届」を提出してください。

再度印鑑登録が必要な場合は、マイナンバーカードが届いた後、住民環境課または各住民サービス室でお手続きください。マイナンバーカードをお持ちの方は、無料で印鑑登録ができます。

※3 印章のデータは、印鑑登録証 (住民基本台帳カード、たんなんカード) からマイナンバーカードへ引き継がれます。越前町民の方がマイナンバーカードの交付を受けるまでの間に印鑑登録証明書が必要な場合は、住民環境課までお越しください。越前町外に住所がある方は、住所地の自治体にご確認ください。

越前町民以外の方の印鑑登録証については、別紙『他自治体のマイナンバーカードと印鑑登録書の取り扱い』をご覧ください。

